議会だより

第三回定例会 議員定数減少条例否決

昭和五七年度第三回定例村議会は、九月二一日から二七日までの会期七日間で開かれました。

付議された議件は四件の外、継続審議となっていたもの三件（内請願一件）意見書の発議二件の計九件でありました。

継続審議となっていた、発議による一件が否決された外は、それぞれ原案の通り議決されました。

（請願は採択）

（以下概要）

○議案第二八号　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例の一部改正

（別掲に詳細があり省略）

○議案第二九号　昭和五七年度一般会計補正予算（第二号）

歳入歳出共六七六一万一千円を減額し、総額を八億六〇二七万五千円とするものです。

歳入の主なものは、村税一四三万六千円の増、国・県支出金五九三九万三千円の減、村債一千万円の減、その他となっております。

歳出の主なものは、保育園駐車場造成七〇万円、梨苗木導入補助金四〇万円、モデル事業費が直接工事費一五三九万二千円の減の外関連費も含めて二八〇二万九千円の減額、商工振興費として新潟交通の近代化補助金（電車線）一百八万七千円、新農業構造改善事業費が四〇九七万四千円（当初予算額の金額）を減額、道路維持費として舗装修繕、砕石等で一二九万九千円、道路新設改良費五七八万五千円、消防積載車の二台配分減による関係費四六一万五千円、小中学校の理科振興器機購入費一百一六万円、予備費七二〇万六千円その他となっております。

○議案第三〇号　簡易水道特別会計補正予算（第二号）

歳入歳出共八九四万円を減額し総額を一億五三二八万二千円とするものです。

歳入は、雑入八四万円の減、村債八一〇万円の減です。

歳出は、拡張工事竣工式の費用三五万円、拡張工事関係費九二九万円の減となっております。

○議案第三一号　教育委員会委員の任命について

（別項参照……省略）

○発議第四号　行政改革に関する意見書

国の行政改革が、地方自治体の財政に負担を転嫁されない主旨の意見書です。

○発議第五号　市町村社会福祉協議会の法制化に関する意見書

表題の通り、市町村社会福祉協議会は現在法制化により設置したものでないので、法制化し、充実強化していただきたい主旨のもの

※継続審査から来たもの

○発議第二号　村議会議員の定数を減少する条例

反対・賛成の討論を経て裁決の結果、賛成少数（六名）により否決されました。

○請願第一号　村道八一号線の一部整備に関する請願

採択

○議案第二七号　月潟村ポスター掲示場設置条例の一部改正

村長・村議の選挙ポスターが、国・県の選挙と同じく選挙管理委員会が定めたポスター掲示場以外は張り出すことが出来なくなりました。

議会一口メモ

議決について（その一）

地方自治法関係に特に多数ありますので、先ず地方自治法から。

第九六条第一項第一号

○条例の制定又は改廃

これは以下、特に各種様々な条例があり、それらの条例は全てこの条項が根拠となっております。

第二条第五項

○村行政の基本構想

昭和五六年三月定例会で第二次基本構想を議決しています。尚第一次基本構想は、四六年十二月定例会でした。

第三条第三項

○村の名称変更

条例の定めと、変更の場合は知事の許可が必要です。

第四条　第一項

○事務所（庁舎）の位置の決定又は変更。

出席議員の三分の二以上の賛成により、条例で定める。

旧役場から現在地に移動する時に（五一年七月臨時会）議決。

第七条第五項

○村の境界変更分及び境界変更及び財産処分について

村界変更と財産処分の二つの議決になります。近くでは五五年十二月定例会で耕地整理関係で潟東村地籍のものについて議決しております。（広報第一三四号参照）

第八条第三項

○町村を市に、村を町に又町を村とする場合の申請

表題のとおり、村が町や市としたい場合、種々な条件がありますが、この際、条件は別として、県に申請する場合に議決が必要であり、近い所では黒埼町、南蒲原郡栄町の例があります。

以下次の機会に

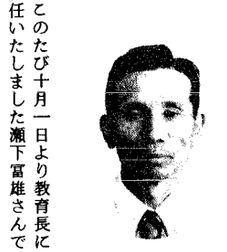

再任された教育委員を紹介

今度教育委員に再任されました木村恭尚さんです。七年間教育長を勤めさせていただいたのですが、交代し委員長の要職をお願いしています。村教育行政伸展のため、がんばってもらいます。よろしくお願いします。

教育長に瀬下冨雄氏が就任

す。教育委員として二期目であり、その間委員長を一期つとめられています。木村教育長よりバトンをひきつぎ、村教育行政のかなめとして益々伸展するよう誠心誠意、頑張りたいと、決意を新たにしておられます。関係各位より一層の御指導と御協力をお願いいたします。

このたび十月一日より教育長に就任いたしました瀬下冨雄さんです。

都市ガスを一日も早く！導入推進協議会が発足

家庭燃料は、薪やスミから自家用天然ガスになり、そして村内の家庭では現在、殆んどがプロパンガスに切り替わっています。

薪やスミなどに比べて利便性に勝れ重宝がられていたプロパンガスも、エネルギー事情の変化と新潟県の立地条件などから、県内の市町村では近年、より勝れた都市ガスへの切り替えが急速に進みました。

本村でも、二～三年前から隣接潟東村、中之口村の導入の動きにあわせて都市ガスの早期導入に対する要望が高まり、本年六月には月潟村連合婦人会から村内の約九割にあたる世帯の主婦の署名を集めて陳情があって、議会でも全会一致でこれが採択されました。

村ではこの間、東京通産局を始め、関係機関に全区域の供給区域指定と早期の供給開始を陳情して参りましたが、ようやくその見通しがつき、順調に推移すれば昭和五十九年度には供給が見込める状況になりました。

このたび、この大事業を円滑に推進するため村内の関係機関の代表による「月潟村都市ガス導入推進協議会」が去る九月十七日に初会合を開いて発足しました。

今後は、この協議会が中心となってより早期の導入のため村をあげての活動をすることになりますので、ご協力をお願いします。

協議会の委員は、次の方々を委嘱しています。（敬称略）

◎会　長
金子　由征（月潟村長）
◎委　員
間島　義衛（月潟村議会議長）
神保　善二（同　副議長）
岩越　正作（同　総務文教委員長）
野沢　正治（同　経済土木委員長）
田辺金一郎（同　社会福祉委員長）
小湊　新一（大別当総代）
登石　藤市（月潟総代）
北　助蔵（西萱場総代）
野沢　栄策（曲通総代）
野内　敏政（東長島総代）
瀬下　冨雄（木滑総代）
曽山　清幹（釣寄総代）
田村甚一郎（釣寄新総代）
曽山弥市郎（月潟村農協組合長）
佐藤　徳松（月潟郷土改理事長）
登石　栄作（月潟村商工会長）
五十嵐タケ（月潟村連合婦人会長）
山之内正二（第四銀行支店長）
星野　利夫（巻信組支店長）

なお、当面区域指定をスムーズに受けるため、世帯主の希望申込み、署名活動を行なうことになりましたのでご協力下さるようお願いします。

協栄信用組合より一〇〇万円の寄付金をいただきました

このたび協栄信用組合（燕市大字燕四五二六番地　理事長高橋作衛氏）より、創立三十周年記念事業の一環ということで、本村の文化、産業の充実、振興に役立たせていただきたいと百万円の寄附金を頂戴いたしました。

村では御寄附の趣旨により、文化、産業の振興充実に役立たせる所存であります。

御寄付ありがとうございました

藤村英世さん（下曲通）から去る九月二日に死亡された妹の愛子さんの香典の一部を障害者福祉に役立ててほしいと三万円の御寄付をいただきました。

また、みずほ会（代表深沢三和子さん）からは恵まれないお年寄りにと五千円の御寄付をいただきました。

村では御寄付いただいた皆様のあたたかいお気持ちを大切にし、有効に使わせていただきます。

ほんとうにありがとうございました。

十月二十日～十一月十九日　夕暮れ時の交通安全運動実施

十月二十日から十一月十九日までの一ケ月間夕暮れ時の交通安全運動が実施されます。

今回の運動の重点は

一、夕暮れ時の交通事故防止

二、交通三悪（飲酒運転・速度違反・一時不停止）の一掃

の二つとなっております。

一人一人充分気をつけて事故のない月潟村にしましょう。

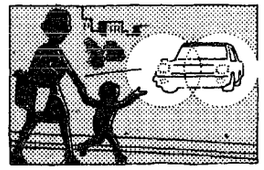

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する条例の一部が改正になりました。

災害弔慰金の支給並びに災害援護資金の貸付は、災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用された災害により死亡した場合や、家屋に被害を受けた場合、その被害の程度により、弔慰金又は援護資金の貸付が行われますが、この度の条例改正により更に災害により次のような障害になった場合に、災害障害見舞金が支給されることになりました。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したもの
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し常に介護を要するもの。
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上しをひじ関節以上で失ったもの
6. 両上しの用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

の場合に

生計を主として維持していた場合は一五〇万円

その他の場合は、七五万円の見舞金が支給されます。